

特別解説

収益認識に関する会計基準 (早期適用企業が行った開示例)

はじめに

企業会計基準委員会 (ASBJ) は、2018年3月30日に、我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として、以下の企業会計基準及びその適用指針を公表した。

✓ 企業会計基準第29号

「収益認識に関する会計基準」(以下「2018年会計基準」という。)

✓ 企業会計基準適用指針第30号

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下「2018年適用指針」という。また、「2018年会計基準」と「2018年適用指針」を合わせて「2018年会計基準等」という。)

2018年会計基準においては、注記について、2018年会計基準を早期適用する場合の必要最低限の注記(企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点))のみ定め、財務諸表作成者の準備期間を考慮したうえで、2018年会計基準が強制適用される時点(2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首)までに、注記事項の定めを検討することとしていた。これを受けて

ASBJではさらに2年間にわたって審議を継続し、2020年3月31日に、改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表した(以下「改正会計基準等」という。)

なお、改正会計基準等は2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされ、早期適用として、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本会計基準等を適用することができることとされた。

本稿では、我が国における改正収益認識会計基準等の強制適用に先立ち、早期適用した会社が2021年3月期の有価証券報告書において行った開示を紹介することとしたい。これまでに適用してきた会計基準との差異を際立たせるため、早期適用の事例として紹介する各社は、いずれも、国際財務報告基準(IFRS)を任意適用する企業ではなく、日本の会計基準を適用する企業を選んでいる。

改正会計基準が要求する開示

改正会計基準等では、顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針として、次の項